

金融円滑化に向けた取り組みについて

平成 24 年 9 月 30 日現在

群馬県医師信用組合

当組合は、医療業界への貢献、ひいては地域社会・地域経済の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融円滑化に取り組んでおります。

その取組みに際しては、「金融円滑化法」、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」及び「組合の経営理念・経営方針」に則った「金融円滑化管理方針」を定め、以下の管理態勢で全役職員が対応しております。

I. 金融円滑化管理方針の概要

1. 医業者に対する信用供与については、当該業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 医業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該医業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
3. 他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、お客様の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めます。
4. お客様に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援については、お客様の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資するものであることから、積極的に取り組めます。
5. お客様の事業資金や住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対する進捗状況の把握や貸付け条件変更等を行ったお客様の経営状況に関する期中管理に努めます。
6. お客様の貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めます。

II. 貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要

1. 相談・申込み受付体制の整備

- (1) 病院・診療所（法人・個人）のお借入れに係るご返済条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合から事業資金をお借入れいただいているお客様が、不安定な経済情勢の影響（状況）等により収入が減少しご返済が困難となった場合には、当組合本店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、ご返済条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

- (2) 住宅ローン取引に係るご返済条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合から住宅資金をお借入れいただいているお客様が、勤務先の倒産等による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合本店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、ご返済条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

- (3) 「ご返済等に関するご相談受付窓口」は下記のとおりです。

お問合わせ場所	群馬県医師信用組合 本店
住 所	前橋市千代田町1-7-4
電 話 番 号	027-233-7306
メールアドレス	ishishin@mail.gunma.med.or.jp
受 付 日	当組合の営業日
受付時間	午前9時から午後5時
相談等受付窓口	営業部長、営業課長

2. ご返済条件の変更等に係る案件管理体制

- (1) 当組合は、お客様からのご返済条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、本店にご返済条件の変更等に係る情報を集約し、ご返済条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。

- (2) お客様からのご返済条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況は本店において把握等します。また、関係各部署において、ご返済条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めます。

- (3) ご返済条件の変更等をしたお客様の進捗状況やご返済条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、本店において継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めます。

- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めます。

Ⅲ. 苦情相談を適切に行うための体制の概要

ご返済条件の変更等に関する苦情相談に対して誠実かつ適切に対応するため、当組合本店に「金融円滑化に関するご相談受付窓口」を設置しております。(前記Ⅱ-1-(3)と共通)

ご返済条件の変更等に関する苦情を受付けた場合、担当者は「金融円滑化管理規程」に基づき「顧客相談・苦情記録簿」に苦情相談の内容を記録するとともに、金融円滑化管理責任者ないし担当理事と協議のうえ適正に処理し、必要に応じ理事会に報告します。

Ⅳ. 債務の弁済にかかる負担の軽減に資する措置(ご返済条件の変更等)をとった後において、改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合はご返済条件の変更等を行ったお客様の経営再建計画の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営再建計画の見直しの支援や経営相談・指導等を通じて、経営改善・経営再建に協力いたします。

Ⅴ. 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

別表1~4の内容

(別表1) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額(債務者が中小企業者)

(別表2) 同上貸付債権の数(同上)

(別表3) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(別表4) 同上貸付債権の数(同上)

Ⅵ. 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

別表5~6の内容

(別表5) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額(債務者が住宅資金借入者)

(別表6) 同上貸付債権の数(同上)

上記Ⅴ、Ⅵ別表の要約(詳細は次ページ以降各別表による)

中小企業者(医業者)及び住宅資金借入者に対する借入れ条件変更等の実施状況
平成24年9月30日現在

*1 申込み件数・金額は中小企業金融円滑化法施行日(平成21年12月4日)から平成24年9月30日までの累計、内訳は平成24年9月30日現在の状況です。

*2 件数は債権単位、金額は条件変更のお申込み受け時点の債権額です。

単位: 件/百万円

		申込み	内訳			
			審査中	実行	謝絶	取下げ
中小企業者	件数	7	0	7	0	0
	金額	47	0	47	0	0
住宅資金借入者	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0

第5 法第4条に基づく措置の実施状況 (別表1) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 [債務者が中小企業者である場合]

(単位: 百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	27	27	27	27	27	27	27	27	27	47	47	47
うち、実行に係る貸付債権の額	0	27	27	27	27	27	27	27	27	47	47	47
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5 法第4条に基づく措置の実施状況 (別表2) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [債務者が中小企業者である場合]

(単位: 件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	7	7	7
うち、実行に係る貸付債権の数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	7	7	7
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第6 法第5条に基づく措置の実施状況 (別表5) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位: 百万円)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第6 法第5条に基づく措置の実施状況 (別表6) 貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位: 件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0